

広島県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和三年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗谷大野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市大野字風谷二二三七四番一地从 廿日市市大野字風谷二二三七二番一地从	一〇・一〇	七・三〇	三・八〇 七・三〇	一一三・三〇 一一三・三〇	拡幅